

公 告

電子入札による事後審査型制限付き一般競争入札を次のとおり行うので、高知市契約規則（昭和 40 年規則第 4 号）第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 4 月 14 日

高知市長 桑 名 龍 吾

1 入札に付する事項

- | | |
|-------------|--|
| (1) 工 事 名 | ヨネッツこうち屋外プール塗装改修工事 |
| (2) 工 事 場 所 | 高知市長浜 6459 番地 |
| (3) 工 事 概 要 | ○ヨネッツこうち屋外プール
【流水プール】水面積 111 m ²
【子供プール】水面積 12.5 m ²
プール塗装改修 一式 |
| (4) 工 事 日 数 | 60 日 |
| (5) 予 定 価 格 | 2,950,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） |
| (6) 最低制限価格 | 有（事後公表する。） |

2 本工事は、週休 2 日制モデル工事（受注者希望型）対象の工事である。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項その他入札に関する事項
別紙のとおり

別紙

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入 札 参 加 形 態	単体
地 域 要 件	高知市内に主たる営業所（本社）を有する者
業 種	塗装工事
格 付 等 級	公告日時点における格付等級がD, C, B又はA級の者
許 可 区 分	特定又は一般
施 工 実 績	次の要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。なお、民間工事も施工実績として認める。 1 平成 22 年 4 月 1 日以降に、元請又は下請として完成・引渡しが完了したものであること。 2 受注形態が単体又は出資比率 15%以上の共同企業体であること。 3 建築物に係る塗装工事であること。
配 置 技 術 者	次の要件をすべて満たす者 1 本工事の許可業種に係る建設業法第 26 条の規定による主任技術者又は監理技術者として従事するための資格要件を満たす者（監理技術者として従事する場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。） 2 雇用については、入札資格要件確認の時点で雇用されていること。なお、請負代金が 4,500 万円（建築一式工事にあつては 9,000 万円）以上となる場合は配置技術者は専任で配置することとし、公告日の 3 か月以上前から申請者との雇用関係が継続している者であること。
手 持 工 事	開札時点で 次のいずれかに該当する手持ち工事（本市発注工事の塗装工事に限る。）を 2件以上（1件までは手持ちとしない。） 有する者は参加を認めない。また、本工事の落札候補者決定時点において、手持ち工事を 2 件以上有する者の入札については、これを無効とする。 ア 今年度に <u>一般競争入札</u> により落札又は落札候補者となった <u>塗装工事のうち、落札候補となった日から竣工検査合格日までの期間中</u> であるもの イ 前年度に一般競争入札により請負契約を締結し、前年度末日時点での契約工期の 2 分の 1 を経過していない塗装工事で、竣工検査合格日までの期間中であるもの ただし、前年度において、建設工事のうち発注工事と同一工種について高知市優良建設工事施工者表彰を受けた者については2件までは手持ちとしない。 なお、一般競争入札の公告において、「事後審査型制限付き一般競争入札実施要領第 5 項第 6 号の規定による手持ち工事に該当しないものとする。」と記載しているものについては当該手持ち工事として扱わない。

2 参加申請・入札日程等

参 加 申 請	事後審査型制限付き一般競争入札実施要領（以下「要領」という。）第 7 項の規定に基づき、入札に参加を希望する者は入札書提出期限までに入札書類を提出することで参加意思を示すものとする。 なお、入札書提出後、開札日時までに辞退を申し出る場合は、あらかじめ高知市総務部契約課に対し、辞退する旨を口頭により申し出た上で、入札辞退届を高知市総務部契約課に FAX 又は持参により速やかに提出すること。	
設 計 図 書 の 閲 覧	期 間	令和 7 年 4 月 14 日 8 時 30 分から開札日時まで

	場 所	高知市役所本庁舎 3 階契約課
電子データの閲覧	期 間	令和 7 年 4 月 14 日から開札日まで
	場 所	高知市総務部契約課ホームページ
質 疑 の 受 付 回 答	受 付 期 間	令和 7 年 4 月 14 日 8 時 30 分から令和 7 年 4 月 21 日 12 時 00 分まで
	場 所	高知市役所本庁舎 3 階契約課
	提 出 方 法	FAX 又は持参により提出（郵送は認めない。）
	回 答 時 期	令和 7 年 4 月 24 日
	回 答 方 法	回答日から入札書の提出締切日まで高知市役所本庁舎 3 階契約課において閲覧に付するとともに、高知市総務部契約課ホームページに掲載する。
入 札 方 法 等	本工事は高知市電子入札運用基準に基づき、高知市電子入札システムで行う。	
	提 出 書 類	1 入札書（システム入力による） 2 工事費内訳書
	提 出 書 類 受 付 期 間	令和 7 年 4 月 25 日 8 時 00 分から 令和 7 年 5 月 7 日 17 時 00 分まで <u>質疑回答を確認の上、提出すること。</u>
開 札	開 札 日 時	令和 7 年 5 月 8 日 9 時 30 分
	開 札 場 所	高知市役所本庁舎 3 階契約課
確 認 書 類 の 提 出 (落札候補者のみ)	提 出 期 限	提出を求められた日から起算して 2 日以内（閉庁日を除く。）
	場 所	高知市役所本庁舎 3 階契約課
	提 出 書 類	入札資格要件確認書 <u>速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。</u>
	提 出 方 法	持参に限る。
落 札 決 定	確認書が提出された日から起算して 2 日以内（閉庁日を除く。）に落札者を決定	
入 札 保 証 金	高知市契約規則第 8 条第 2 号該当により免除	
契 約 の 保 証	必要	
契約条項を示す場所	高知市役所本庁舎 3 階契約課	

3 消費税及び地方消費税について

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額にて入札すること。

4 その他

- (1) 入札参加者は、「高知市建設工事等競争入札心得（電子入札用）」（平成 27 年 9 月 1 日施行）及び高知市電子入札運用基準（平成 27 年 9 月 1 日施行）を遵守すること。
- (2) 入札参加手続を行った者の間において、要領第 4 項第 6 号の基準に該当する場合は、入札参加資格を認めない。また、開札後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準に該当する者の入札を無効とする。なお、当該無効入札を行った者は再度入札に参加することができない。
- (3) 本工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がある建設業者は入札参加資格を認めない。

- (4) 開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内での入札者がいない場合は、高知市電子入札運用基準第 13 条第 3 項の規定に基づき、本工事の開札手続終了後、再度入札を行う。再度入札を行う場合は、その旨を入札参加資格者に電子入札システムにより（紙入札者が参加する入札においては電子入札システム以外のその他適切な手段による）通知する。
- (5) 落札候補者が提出期限までに入札資格要件確認書を提出しないとき、又は入札参加資格を有しないと認められる場合は、失格となる。
- (6) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して 10 日以内に契約を締結すること。また、電子契約を希望する場合は、落札決定後、「電子契約利用承諾書」を電子メールにより提出すること。
- (7) 契約締結の日までの間に次のいずれかに該当したときは、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。
- ア 要領第 4 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号又は第 11 号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - イ 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成 6 年 7 月 1 日制定）（以下「本市指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避等の措置を受けたとき。
 - ウ 本市指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。
 - エ 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分を受けたとき。
 - オ その他の事由により入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (8) 本工事の入札及び契約に関する提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは、契約を解除することがある。
- (9) 落札者は、契約締結までに平成 23 年 12 月 26 日付け「独占禁止法の遵守に係る誓約書の提出について」の中の誓約書（別記様式 1）を提出すること。これがない場合は契約を辞退したものとみなし契約を締結しない。
- (10) 落札者は、建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約締結までに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- (11) 受注者は、契約締結時に、中間前金払又は部分払によるいずれかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。
- (12) その他の条件については、要領に示すとおり。

5 担当部署

高知市総務部契約課

住所 高知市本町五丁目 1 番 45 号（高知市役所本庁舎 3 階契約課）

電話 088-823-9416 FAX 088-823-9496

電子メールアドレス kc-050500@city.kochi.lg.jp